

# 扶桑町自殺対策計画

---

つながり、支えあい、ともに生きるまち

2019～2023

平成 31（2019）年 3 月

扶 桑 町



# 目次



## 第1章 計画の概要



|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>I 計画の概要</b> ..... | 1 |
| 1 計画の背景と趣旨 .....     | 1 |
| 2 計画の位置づけ .....      | 1 |
| 3 計画の期間 .....        | 1 |
| 4 計画策定プロセス .....     | 2 |
| ①計画策定の流れ .....       | 2 |
| ②アンケート調査 .....       | 3 |
| ③庁舎内会議 .....         | 3 |



## 第2章 自殺の現状



|  |    |
|--|----|
| <b>I 国の現状</b> .....  | 5  |
| 1 自殺者数の推移 .....  | 5  |
| 2 自殺死亡率の推移 .....   | 5  |
| 3 職業別自殺者数の推移 .....   | 6  |
| 4 ライフステージ別の死因 .....  | 6  |
| <b>II 扶桑町の現状</b> .....   | 7  |
| 1 自殺者数・自殺死亡率の推移 .....  | 7  |
| 2 年代別自殺者数 .....  | 7  |
| 3 有職・無職別自殺者数 .....   | 8  |
| 4 自殺者における同居の有無 .....   | 8  |
| 5 リスクが高い対象群 .....  | 9  |
| <b>III アンケート調査結果にみられる現状</b> .....                              | 10 |
| 1 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思う人は 35.8% .....                            | 10 |
| 2 自殺したいと思ったことがある人は 26.5%、そのうち 19.3%はこの1年以内<br>にも自殺を考えている ..... | 10 |
| 3 自殺したいと思った理由は「家族問題」が 38.7% .....                              | 11 |
| 4 自殺を思いとどまった要因は「家族や友人などに悩みを聞いてもらった」が<br>47.1% .....            | 11 |
| 5 必要だと思う自殺対策は「学校等で命の大切さやこころの健康に関する学習の<br>機会の充実」が 63.9% .....   | 12 |



## 第3章 計画の基本理念と体系



|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>I 計画の基本理念</b> ..... | 13 |
| <b>II 計画の体系</b> .....  | 14 |

## 第4章 扶桑町の自殺対策



|  |    |
|--|----|
| <b>I 共通理解の形成と地域に応じた施策の推進</b> .....     | 15 |
| 1 地域におけるネットワークの強化 .....                | 16 |
| 2 住民への啓発と周知 .....                      | 17 |
| 3 自殺対策を支える人材の育成 .....                  | 17 |
| <b>II 多様な支援策の充実</b> .....              | 18 |
| 1 生きることの促進要因への支援 .....                 | 18 |
| 2 生活困窮者対策の充実 .....                     | 20 |
| 3 無職者・失業者等への支援の充実 .....                | 20 |
| 4 相談支援の充実 .....                        | 21 |
| <b>III 子どもの健全な成長と家庭及び高齢者への支援</b> ..... | 22 |
| 1 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 .....             | 22 |
| 2 いじめの防止と解消への支援 .....                  | 23 |
| 3 子どもをとりまく家庭への支援 .....                 | 24 |
| 4 高齢者への支援の充実 .....                     | 25 |
| 5 子どもの貧困対策の充実 .....                    | 25 |
| <b>IV 働きやすい職場環境の実現への支援</b> .....       | 26 |
| 1 働き方改革の推進 .....                       | 26 |
| 2 経営者に対する相談事業の充実 .....                 | 27 |
| <b>V 各課の自殺対策</b> .....                 | 28 |
| <b>VI 関係機関の自殺対策</b> .....              | 29 |

## 第5章 自殺対策の目標



|                            |    |
|----------------------------|----|
| <b>I 目標評価指標</b> .....      | 31 |
| 1 自殺死亡率 .....              | 31 |
| 2 この1年以内に自殺したいと考えた人 .....  | 31 |
| 3 自殺対策は自分に関わる問題だと思う人 ..... | 32 |

## 資料編



|                          |    |
|--------------------------|----|
| 扶桑町自殺対策推進検討委員会設置要綱 ..... | 33 |
|--------------------------|----|



第1章

計画の概要

---



# I 計画の概要



## 1 計画の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年から平成 23 年までの間、3 万人を超える水準で推移してきました。近年では、およそ 2 万人程度にまで減少してきていますが、先進諸国の水準との比較では、未だに高い水準にあるといえます。

そうした現状を踏まえて、国は、平成 18 年 6 月に自殺対策基本法を制定し、厚生労働省に自殺総合対策会議を設置すること（第 23 条）、国は「自殺対策の大綱」を策定すること（第 12 条）、都道府県及び市町村は自殺対策についての計画を策定すること（第 13 条）等が定められました。

国は、この法律に基づき、平成 19 年 6 月に最初の大綱を定めました。平成 24 年 8 月の大幅改正から 5 年が経過した平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

この大綱では、「地域レベルの実践的な取組の推進」、「若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の推進」、「自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少すること（平成 38 年までに、平成 27 年比 30%以上減少）」などが記載されています。また、自殺は精神保健上の問題だけでなく社会全体の課題であることをこれまで以上に重視し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、社会のあらゆる場面での取り組みを求め内容となっています。

扶桑町自殺対策計画は、以上のような背景を踏まえて、扶桑町における自殺対策を明らかにし、だれも自殺に追い込まれることのない扶桑町をめざす計画として策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」及び「あいち自殺対策総合計画」を踏まえて策定するものです。

## 3 計画の期間

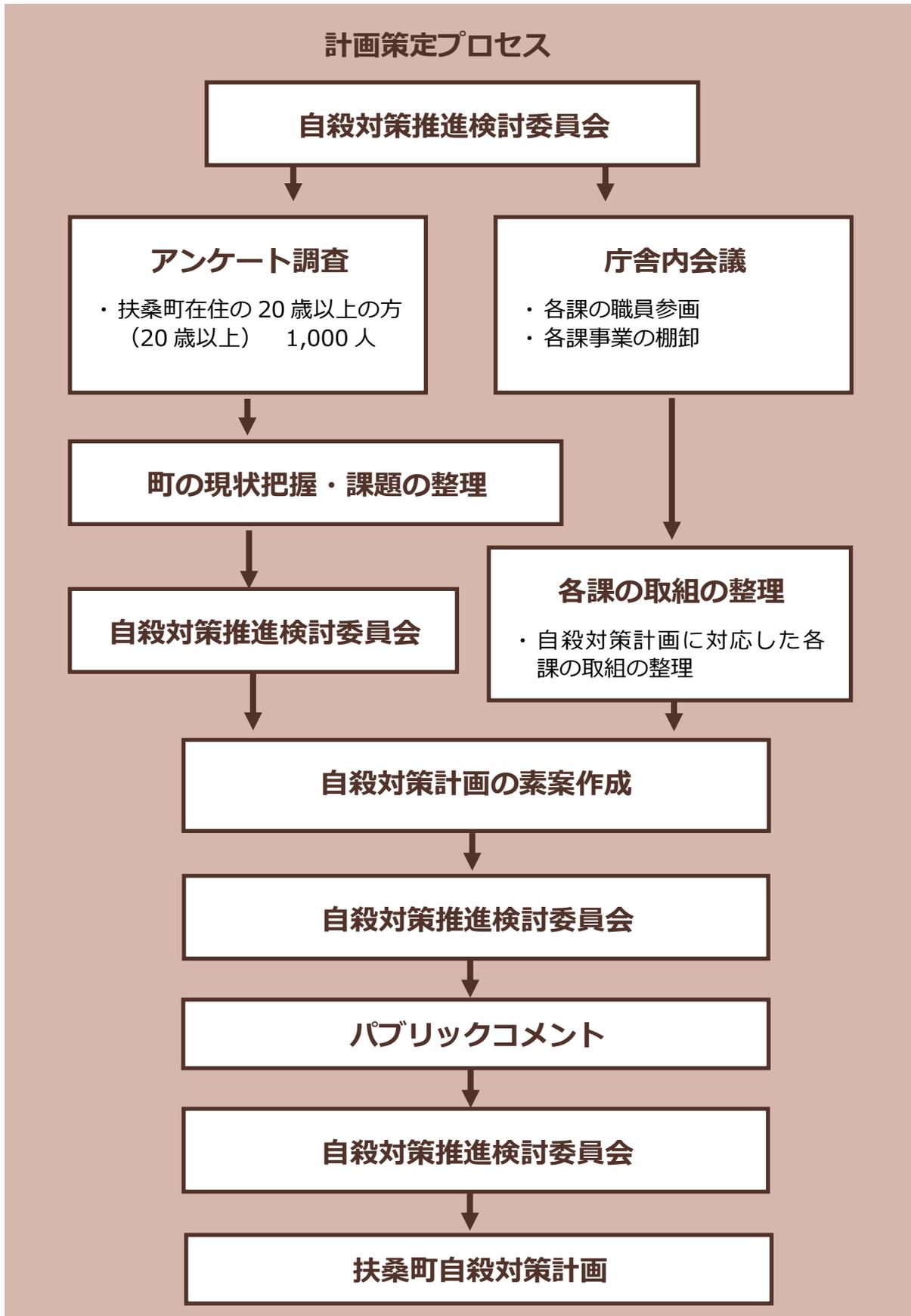
国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の期間は平成 31（2019）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

なお、本計画は、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」が改正された場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画策定プロセス

### ① 計画策定の流れ

本計画は、以下のプロセスを経て策定しました。



## ②計画検討

扶桑町自殺対策推進検討委員会において自殺対策計画について検討しました。

| 扶桑町自殺対策推進検討委員会 |   |
|----------------|---|
| 開催日            | ・第1回 平成30年7月11日<br>・第2回 平成30年11月7日<br>・第3回 平成30年12月27日<br>・パブリックコメント結果報告 平成31年2月12日 |

## ③アンケート調査

町民の日常生活における悩みやストレスに関すること、自殺に対する関心や考え方について把握し、今後の自殺対策の推進のための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

### <調査の仕様>

| こころの健康に関するアンケート調査 |                  |
|-------------------|------------------|
| 調査対象              | 扶桑町在住の20歳以上の方    |
| サンプルサイズ           | 1,000件           |
| 抽出方法              | 無作為抽出            |
| 調査方法              | 郵送配布・郵送回収        |
| 調査時期              | 平成30年7月28日～8月22日 |
| 回収結果              | 449件（有効回収率44.9%） |

## ④庁舎内会議

町の各課の職員の参画による「扶桑町自殺対策推進計画策定に伴う庁舎内会議」を、下記のとおり実施しました。

| 扶桑町自殺対策推進計画策定に伴う庁舎内会議 |  |
|-----------------------|--|
| 日時                    | 平成30年11月22日 10:00～12:00  |
| 内容                    | ①扶桑町自殺対策推進計画について<br>②自殺対策関連事業について<br>③その他                            |
| 参加者（課）                | 政策調整課、総務課、税務課、住民課、介護健康課、保健センター、福祉児童課、産業環境課、都市整備課、生涯学習課、体育館、図書館、学校教育課 |

## ⑤パブリックコメントの実施

| パブリックコメント |                     |
|-----------|---------------------|
| 期間        | 平成31年1月8日～平成31年2月7日 |





第2章

自殺の現状

---



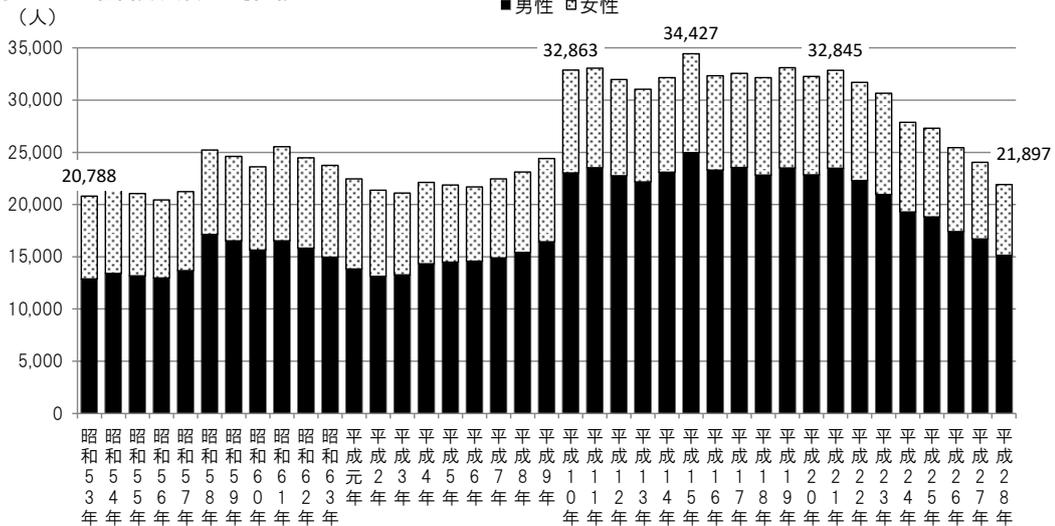
# I 国の現状



## 1 自殺者数の推移

わが国の自殺者数は、平成10年以降30,000人以上で推移してきました。平成21年を境に減少傾向に転じ、平成28年には21,897人となっています。

図表1 自殺者数の推移

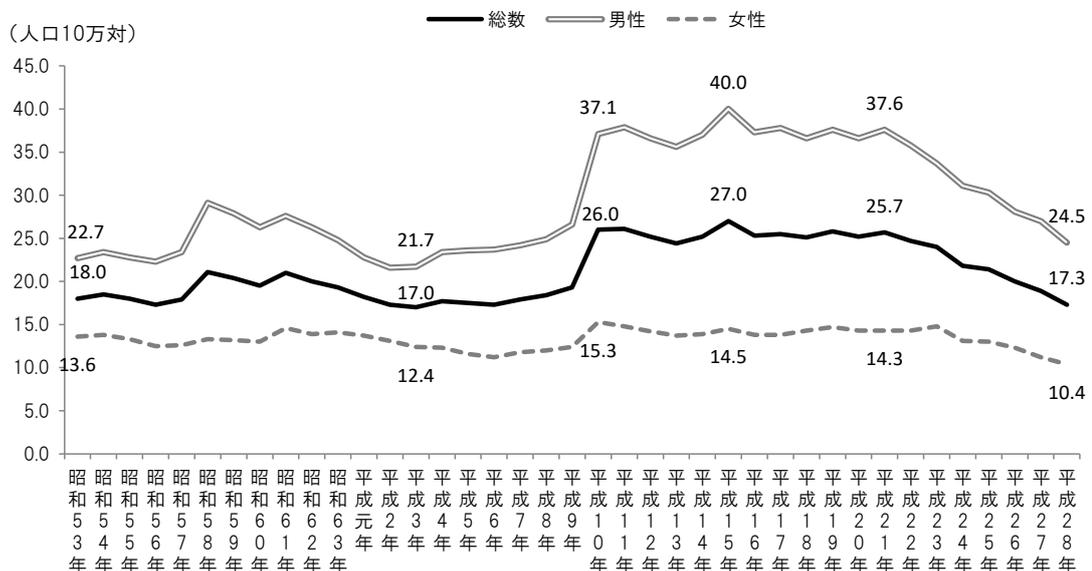


出典：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

## 2 自殺死亡率の推移

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）をみると、平成21年以降減少しています。平成28年は、平成3年の17.0に次いで低い17.3となっています（昭和56年、平成2年、平成6年も同じく17.3）。

図表2 自殺死亡率の推移

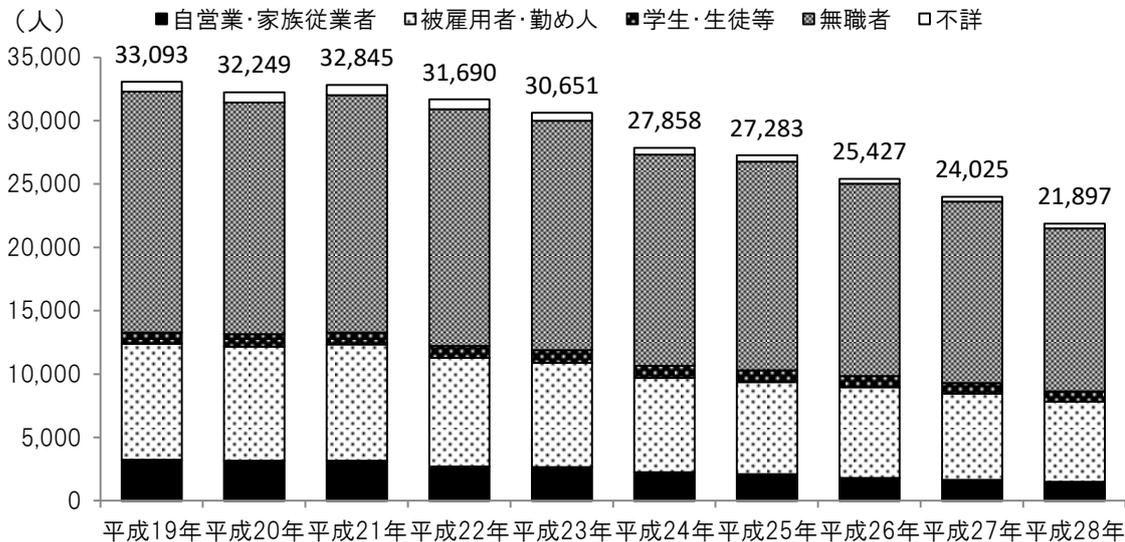


出典：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

### 3 職業別自殺者数の推移

自殺者数を職業別にみると、いずれの年でも無職者が最も多く、次いで被雇用者・勤め人となっています。

図表3 職業別自殺者数の推移



出典：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

### 4 ライフステージ別の死因

ライフステージ別の死因をみると、15歳から39歳まで、自殺が第1位となっています。また、40歳から49歳では第2位、50歳から54歳では第3位となっています。

図表4 ライフステージ別の死因

|        | 第1位       | 第2位       | 第3位       | 第4位   | 第5位            |
|--------|-----------|-----------|-----------|-------|----------------|
| 15～19歳 | 自殺        | 不慮の事故     | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患   | 先天奇形、変形及び染色体異常 |
| 20～24歳 | 自殺        | 不慮の事故     | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患   | 先天奇形、変形及び染色体異常 |
| 25～29歳 | 自殺        | 不慮の事故     | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患   | 脳血管疾患          |
| 30～34歳 | 自殺        | 悪性新生物<腫瘍> | 不慮の事故     | 心疾患   | 脳血管疾患          |
| 35～39歳 | 自殺        | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 不慮の事故 | 脳血管疾患          |
| 40～44歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 自殺        | 心疾患       | 脳血管疾患 | 不慮の事故          |
| 45～49歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 自殺        | 心疾患       | 脳血管疾患 | 不慮の事故          |
| 50～54歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 自殺        | 脳血管疾患 | 肝疾患            |
| 55～59歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 脳血管疾患     | 自殺    | 肝疾患            |
| 60～64歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 脳血管疾患     | 不慮の事故 | 肝疾患            |
| 65～69歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 脳血管疾患     | 不慮の事故 | 肺炎             |
| 70～74歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 脳血管疾患     | 肺炎    | 不慮の事故          |
| 75～79歳 | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 脳血管疾患     | 肺炎    | 不慮の事故          |
| 80歳以上  | 悪性新生物<腫瘍> | 心疾患       | 老衰        | 肺炎    | 脳血管疾患          |

出典：厚生労働省「人口動態調査」（平成29年）

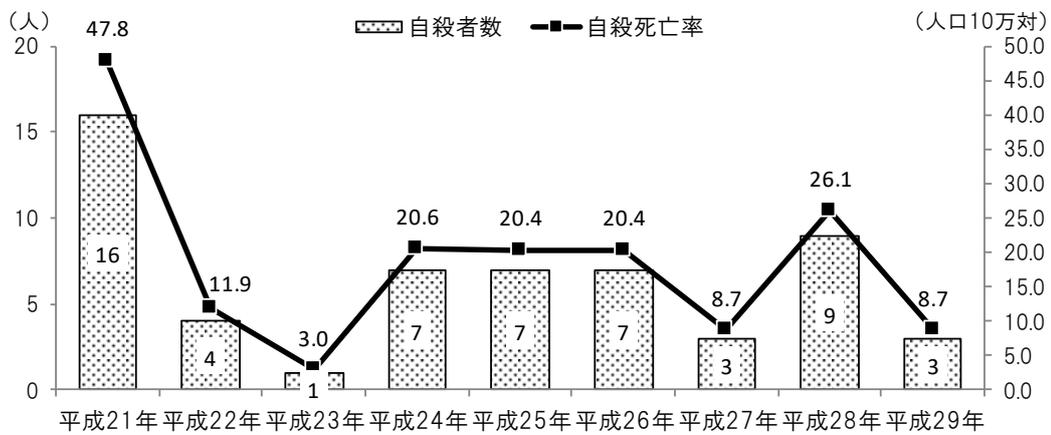
## Ⅱ 扶桑町の現状



### 1 自殺者数・自殺死亡率の推移

扶桑町では、平成21年から平成29年までの9年間に57人が自殺しています（年間平均約6.3人）。自殺死亡率の9年間の平均は18.6となっています。

図表5 自殺者数・自殺死亡率の推移

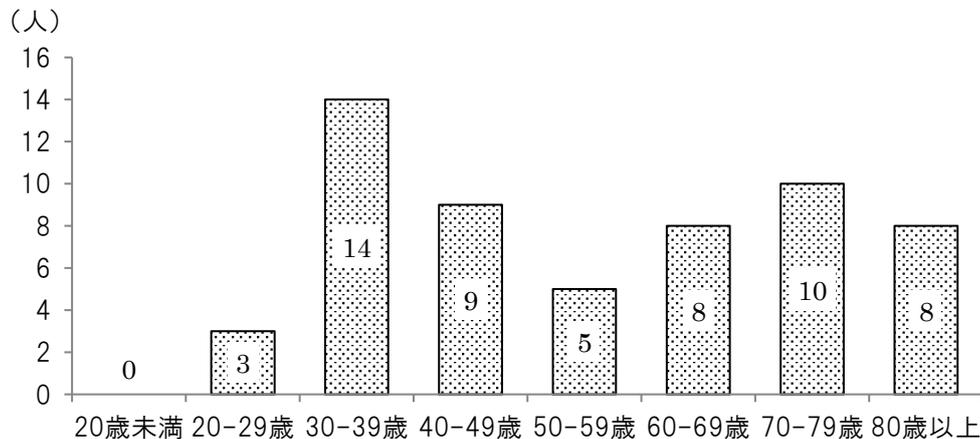


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### 2 年代別自殺者数

平成21年から平成29年までの年代別自殺者数をみると、30～39歳が14人と最も多くなっています。

図表6 年代別自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（平成21～29年合計）

### 3 有職・無職別自殺者数

有職・無職別自殺者を見ると、無職が 38 人、有職が 18 人となっています。なかでも、被雇用・勤め人が 15 人、年金・雇用保険等生活者が 21 人と多くなっています。

図表7 有職・無職別自殺者数

(人)

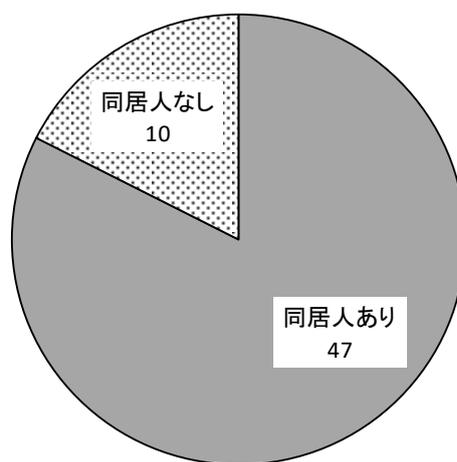
| 有職        |         |    | 無職     |     |     |             |         |    | 不詳 |   |
|-----------|---------|----|--------|-----|-----|-------------|---------|----|----|---|
| 自営業・家族従業員 | 被雇用・勤め人 |    | 学生・生徒等 | 無職者 |     |             |         |    |    |   |
|           |         |    |        | 主婦  | 失業者 | 年金・雇用保険等生活者 | その他の無職者 |    |    |   |
| 18        | 3       | 15 | 38     | 0   | 38  | 4           | 4       | 21 | 9  | 0 |

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（平成 21～29 年合計）

### 4 自殺者における同居の有無

自殺者の同居状況を見ると、同居人ありが 47 人、同居人なしが 10 人となっています。同居をしていた人が全体の 82%を占めています。

図表8 自殺者における同居の有無



(人)

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（平成 21～29 年合計）

## 5 リスクが高い対象群

平成 24 年から平成 28 年までの自殺者について、性別・年齢・職業・同居人の有無によって自殺者数を比較すると、「女性・60 歳以上・無職・同居」が最も多くなっています。次いで、「男性・60 歳以上・無職・同居」が多くなっています。

図表 9 リスクが高い対象群

| 上位5区分*           | 自殺者数<br>5年計<br>(人) | 割合<br>(%) | 自殺率**<br>(10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路***   |
|------------------|--------------------|-----------|-----------------|---|
| 1位:女性 60歳以上無職同居  | 8                  | 24.2%     | 37.3            | 身体疾患→苦病→うつ状態→自殺   |
| 2位:男性 60歳以上無職同居  | 7                  | 21.2%     | 49.2            | 失業(退職)→生活苦→介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺  |
| 3位:男性 40～59歳有職同居 | 3                  | 9.1%      | 15.5            | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺  |
| 4位:男性 40～59歳無職同居 | 2                  | 6.1%      | 156.4           | 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺  |
| 5位:男性 20～39歳有職独居 | 2                  | 6.1%      | 60.9            | ①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺<br>②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |

出典：自殺総合対策推進センター：「地域自殺実態プロフィール」

(自殺日・住居地、平成 24～28 年合計)

\* 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

\*\* 自殺率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

\*\*\* 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にした。

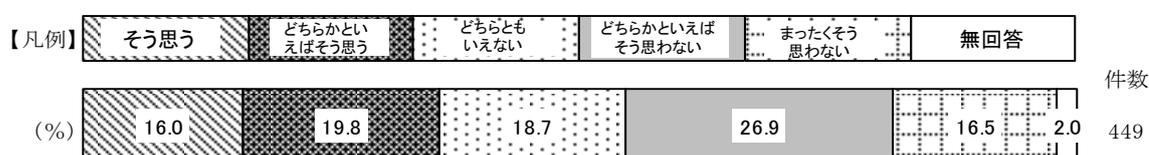
### Ⅲ アンケート調査結果にみられる現状



#### 1 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思う人は 35.8%

自殺対策は、自分自身にかかわる問題だと思う人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）は 35.8%でした。反対に、自分自身にかかわる問題だと思わない人（「まったくそう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の計）は 43.4%です。

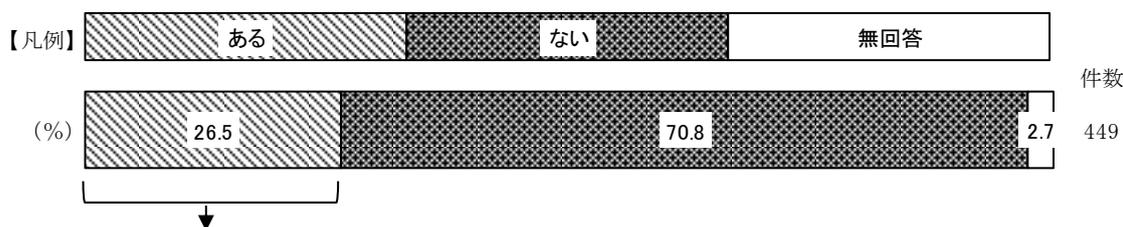
図表 10 自殺対策は自分自身にかかわる問題だと思うか



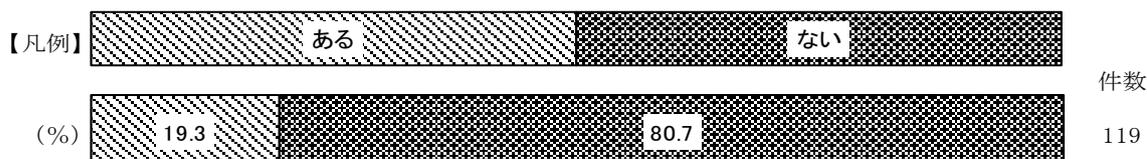
#### 2 自殺したいと思ったことがある人は 26.5%、そのうち 19.3%はこの1年以内にも自殺を考えている

これまでの人生で、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある人は 26.5%を占めています。そのうちの 19.3%は、この1年以内に本気で自殺を考えたことがあると答えています。

図表 11 自殺またはそれに近いことを考えたことがあるか



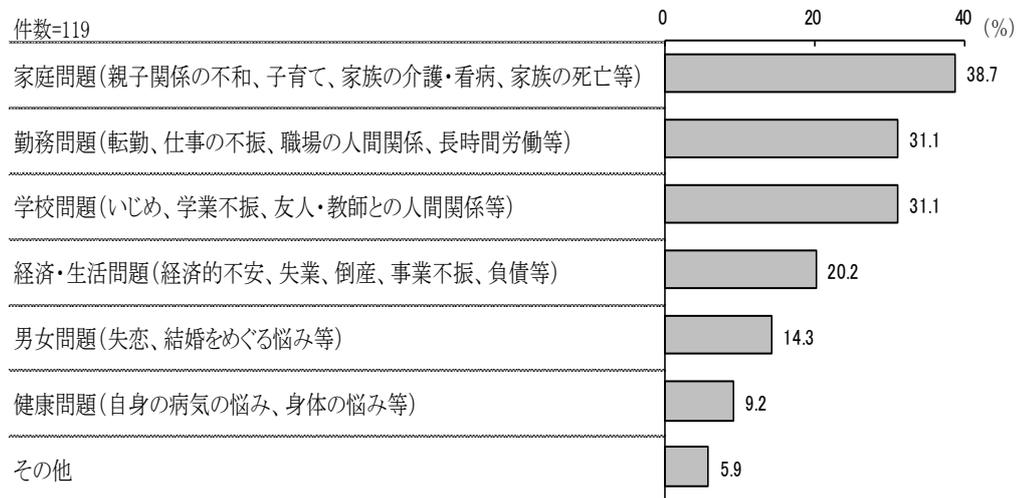
図表 12 この1年以内に本気で自殺したいと考えたことがあるか



### 3 自殺したいと思った理由は「家庭問題」が 38.7%

自殺したいと思った理由は、「家庭問題（親子関係の不和、子育て、家族の介護・看病、家族の死亡等）」が 38.7%と最も多くみられます。

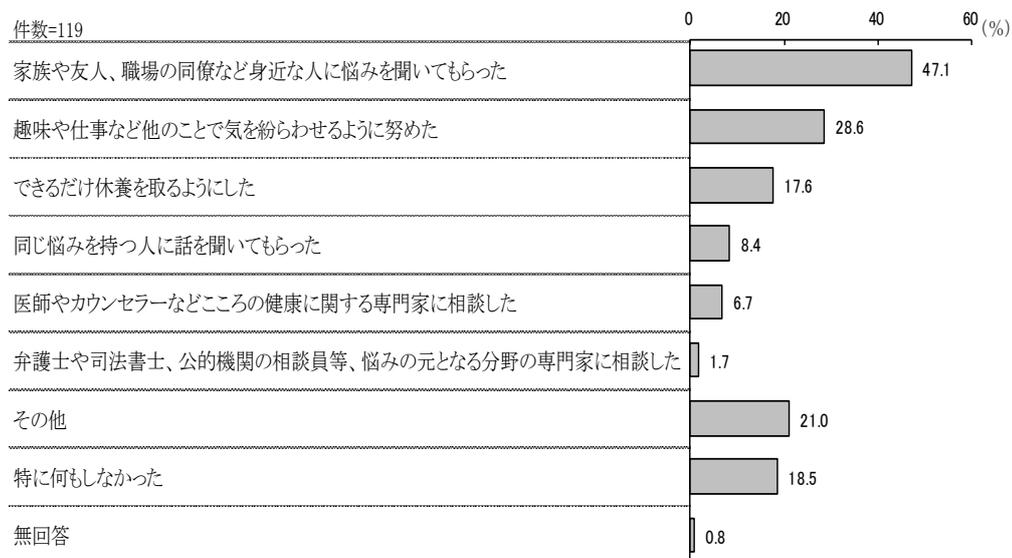
図表 13 自殺したいと思った理由



### 4 自殺を思いとどまった要因は「家族や友人などに悩みを聞いてもらった」が 47.1%

自殺を思いとどまった要因は、「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」人が 47.1%と最も多くみられました。(複数回答可)

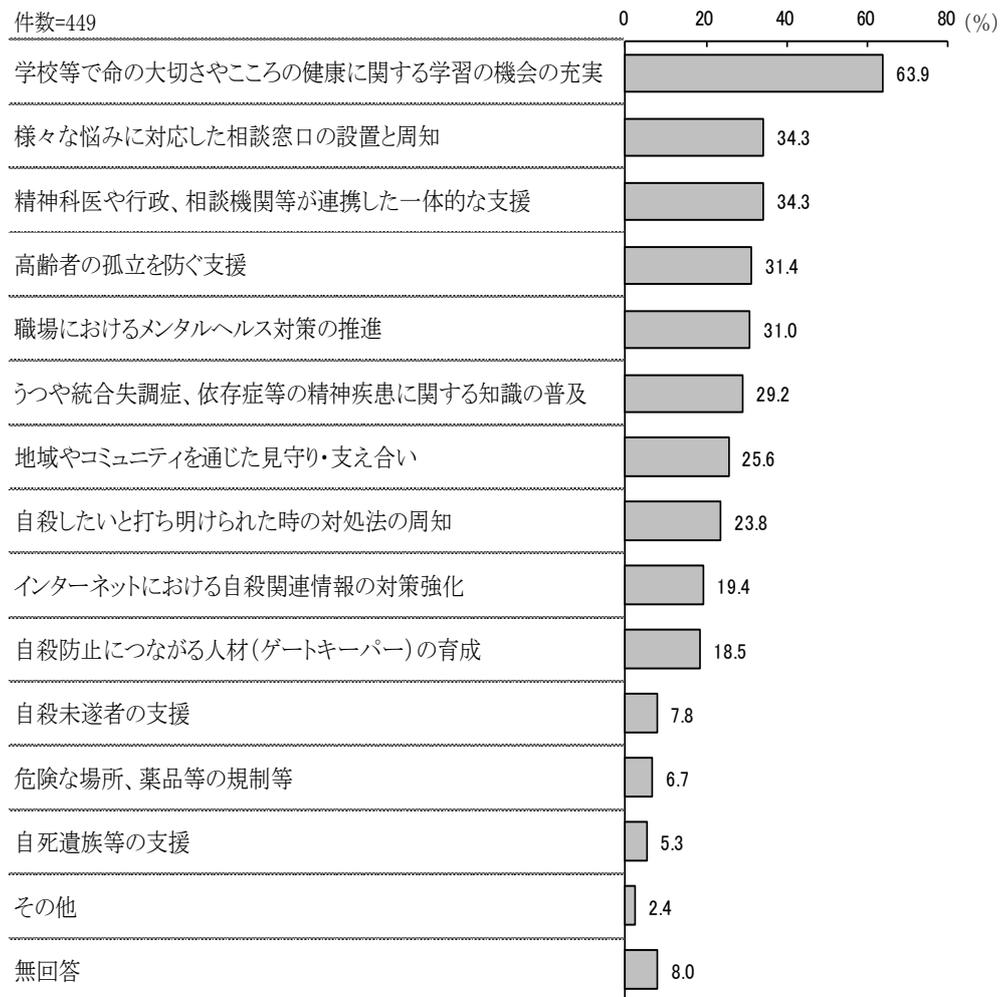
図表 14 自殺を思いとどまった要因



## 5 必要だと思う自殺対策は「学校等で命の大切さやこころの健康に関する学習の機会の充実」が63.9%

今後、必要だと思う自殺対策は、「学校等で命の大切さやこころの健康に関する学習の機会の充実」が63.9%と最も多くみられます。

図表 15 必要だと思う自殺対策





## 第3章

# 計画の基本理念と体系

---



## I 計画の基本理念



### 基本理念

## つながり、支えあい、ともに生きるまち ふそう

扶桑町の自殺対策は、だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざしています。すべての住民が自殺対策を自らに関係する問題であるにとらえ、つながりを大切にし、支えあってともに生きるまちを実現していくことをめざします。

自殺対策では、“生きることの包括的な支援”として、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やすことが必要となります。自己肯定感を高めてこころの健康を保つことができ、自殺リスクを高める様々な困りごとの解決のための支援策が充実した扶桑町をめざしていくことが必要です。

そうした考え方から、この計画の基本理念を「つながり、支えあい、ともに生きるまち ふそう」とします。



## II 計画の体系



### <基本目標>

### <施策の方向>

I

共通理解の形成と地域に応じた施策の推進



- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 住民への啓発と周知
- 3 自殺対策を支える人材の育成

II

多様な支援策の充実



- 1 生きることの促進要因への支援
- 2 生活困窮者対策の充実
- 3 無職者・失業者等への支援の充実
- 4 相談支援の充実

III

子どもの健全な成長と家庭及び高齢者への支援



- 1 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
- 2 いじめの防止と解消への支援
- 3 子どもをとりまく家庭への支援
- 4 高齢者への支援の充実
- 5 子どもの貧困対策の充実

IV

働きやすい職場環境の実現への支援



- 1 働き方改革の推進
- 2 経営者に対する相談事業の充実



第4章

# 扶桑町の自殺対策

---



## I 共通理解の形成と地域に応じた施策の推進



### 目標の趣旨

基本目標1「共通理解の形成と地域に応じた施策の推進」では、地域住民をはじめ各種機関の関係者が自殺対策の必要性についての共通理解を持ち、ネットワークを強化して、だれも自殺に追い込まれることのない扶桑町の実現をめざします。

そのためには、「地域におけるネットワークの強化」をはじめ、住民のすべてが自殺対策を自分に関わる問題として認識し、互いに支えあうことの大切さを理解する「住民への啓発と周知」、ゲートキーパー※などの「自殺対策を支える人材の育成」の3つの施策に取り組みます。

※ゲートキーパー 自殺の危険の示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。



## 施策の方向

### 1 地域におけるネットワークの強化

だれも自殺に追い込まれることのないよう、地域で見守り、地域で支え合うことができるよう、関係機関や地域組織などのネットワーク強化を進めます。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み  | 担当課              |
|---|------------------|
| コミュニティ連絡協議会<br>● 研修会を行い、地域コミュニティ事業の活性化を図る   | 総務課              |
| 体育協会及び NPO 法人わっと楽しくスポーツふそうとの連絡調整<br>● 体育協会及び NPO 法人わっと楽しくスポーツふそうと連携し、スポーツを通じた住民の活動の場を提供する | 生涯学習課<br>(総合体育館) |
| 学校体育施設スポーツ開放事業<br>● 生涯スポーツを行う機会を拡充するため、学校体育施設の開放を行う                                       | 生涯学習課<br>(総合体育館) |
| 高齢者あんしんネットワーク会議<br>● 町内の民生委員や事業所等を対象に、高齢者の見守りについて周知、意見交換する                                | 介護健康課            |
| 高齢者虐待防止事業<br>● 高齢者の虐待防止に関して協議し、虐待を受けている高齢者の保護等を行う   | 介護健康課            |
| 生活支援体制整備事業<br>● 生活支援コーディネーターを配置し、地域での助け合いを推進して、自殺リスクが高い高齢者等への支援につなげる                      | 介護健康課            |
| 在宅医療・介護連携推進事業<br>● 高齢者ができるだけ長く在宅で生活できるよう、医療、介護関係者の連携を推進する                                 | 介護健康課            |
| 要保護児童対策<br>● 虐待などさまざまな理由により、家庭で必要な養育が受けられない児童を、関係機関と連携して適切な保護や支援を行う                       | 福祉児童課            |
| 住民活動団体との連携<br>● 扶桑町住民活動支援センターにおいて、住民活動についての情報提供や活動の場を提供する                                 | 政策調整課            |

## 2 住民への啓発と周知

全ての住民が、自殺は誰にでも起こりうる危機であることを認識し、自殺対策は自分に関わる問題であるという意識をもつことができるよう啓発します。住民どうしが、互いに見守りあい、周囲の人のサインを見逃さず支援できるよう、情報を提供します。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み   | 担当課   |
|--|-------|
| 情報公開 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政情報コーナーに、リーフレット等を配置し、情報提供を行う</li> </ul>                       | 総務課   |
| 徘徊高齢者搜索模擬訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での見守りの意識を高めることで、高齢者を適切な支援につなげることができる</li> </ul>       | 介護健康課 |
| 認知症サポーター養成講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症が自殺につながることも考えられるので、認知症サポーターに自殺対策の視点を啓発する</li> </ul> | 介護健康課 |
| 広報紙掲載事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌による情報提供を実施（就職相談・健康診断・ハローワーク等）</li> </ul>                 | 産業環境課 |
| 人権啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権擁護委員による人権教室や人権街頭啓発の実施</li> </ul>                           | 住民課   |
| 窓口での啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発パンフレットを窓口に配置</li> </ul>                                    | 住民課   |

## 3 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材として、ゲートキーパーの育成に努めます。多くの住民がゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう啓発するとともに、ゲートキーパー講座などの受講機会を提供します。

また、相談機関等の職員の資質向上のための研修等を充実し、適切に支援できるよう人材の育成に努めます。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み  | 担当課                              |
|---|----------------------------------|
| 職員研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新任研修・階級別研修を通じて、コミュニケーション能力、相談窓口での対応能力の向上を図る</li> </ul>  | 総務課                              |
| ゲートキーパー研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアマネジャー、民生委員を対象に、ゲートキーパー研修を行う</li> <li>● スポーツ推進委員並びにスポーツ協力員にゲートキーパー研修の受講を勧める</li> <li>● 職員に自殺予防対策への意識を高める機会を設ける</li> </ul> | 総務課<br>福祉児童課<br>生涯学習課<br>（総合体育館） |

## Ⅱ 多様な支援策の充実



### 目標の趣旨

基本目標2「多様な支援策の充実」では、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす支援を充実します。

自殺は、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）より、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）が上回ったときに生じやすいとされています。自己肯定感を高め、こころの健康保持をめざすことは、「生きることの促進要因への支援」となります。また、実際に困っている人への支援として、「生活困窮者対策の充実」、「無職者・失業者等への支援」などを強化するとともに、「相談支援の充実」により自殺のリスクを抱える人を支援します。

### 施策の方向

#### 1 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」となるよう、自己肯定感を高め、こころの健康を保つことができるよう、相談や支援します。

<各課の取り組み>

| 事業・取り組み   | 担当課            |
|---|----------------|
| 精神障害者地域活動支援センター事業<br>● 精神障害者の相談対応、社会生活を営むための支援、福祉サービス利用の支援を行う | 福祉児童課          |
| 権利擁護支援センター運営事業<br>● 高齢者や障害者の権利を擁護し、生活全般の安定を支援する               | 福祉児童課<br>介護健康課 |
| 児童相談事業<br>● 家庭相談員による児童に関するあらゆる相談を行う                           | 福祉児童課          |
| 母子家庭等自立相談事業<br>● 相談員による、ひとり親家庭への生活支援                          | 福祉児童課          |
| 敬老事業<br>● 敬老のお祝いを通じて、長く生きることの喜びを感じていただく                       | 介護健康課          |
| 介護予防教室<br>● 介護予防教室への参加を通じて、健康になり、生きることの喜びにつながるよう支援する          | 介護健康課          |
| 介護認定訪問調査<br>● 面談時の様子から、不安がある場合には、適切な支援につなげる                   | 介護健康課          |

| 事業・取組み   | 担当課               |
|--|-------------------|
| 宅老事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が集い、レクリエーション等を行う通いの場を設けることで、閉じこもり防止につながり、生きることの喜びにつながるよう支援する</li> </ul>                             | 介護健康課             |
| 各種がん検診、さわやか健診、骨検診等 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健診の受診により、病気の早期発見・早期治療を図る</li> </ul>  | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 健康教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各健康教室への参加を通じて、健康になり、生きることの喜びにつながるよう支援する</li> </ul>   | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 予防接種（乳幼児・学童等・高齢者） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の予防・重症化予防を図る</li> </ul>  | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 一般不妊治療費助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不妊症と診断され、不妊症の検査・一般不妊治療を受けた人に費用を助成する</li> </ul>  | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 各種事業参加者を「相談機会」につなげる支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子教室、母子家庭訪問、その他各種健診や健康教室、出前講座等で接した参加者の様子から、心配があると思われる人を適切な相談機関につなげる支援を行います</li> </ul> | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 生涯学習講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習講座を通じて、楽しみや生きがい、仲間づくり等のきっかけを提供する</li> </ul>  | 生涯学習課             |
| 各種大会開催事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種スポーツ大会の機会を通じ、生きがいづくりのきっかけを提供する</li> </ul>  | 生涯学習課<br>(総合体育館)  |
| 関連図書整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>● いろいろなことに悩み苦しんでいる人や自殺予防に取り組む人への支援のために図書の充実を図る</li> </ul>  | 生涯学習課<br>(図書館)    |

## 2 生活困窮者対策の充実

生活困窮者の自立を支える様々な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等と連携して包括的な支援を行います。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み  | 担当課               |
|---|-------------------|
| 生活保護業務<br>● 生活保護業務を通じて、生活困窮から自殺へと至ることを予防する                    | 福祉児童課             |
| 「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の執行停止」<br>● 納税相談時に、滞納者の生活状況に応じて納付の計画を提案する  | 税務課               |
| 各種がん検診、さわやか健診、骨検診等への助成<br>● 非課税世帯、生活保護世帯に対して一部自己負担金を助成する      | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等予防接種助成事業<br>● 非課税世帯、生活保護世帯に対して一部自己負担金を助成する | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 相談支援<br>● 低所得者や生活苦の方の相談に応じ、利用できる福祉・医療の紹介及び手続きの支援を行う           | 住民課               |

## 3 無職者・失業者等への支援の充実

無職者・失業者の職業的自立を支援する関係機関や事業の情報を提供するとともに、関係機関との連携による包括的な支援を行います。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み                       | 担当課   |
|------------------------------|-------|
| 生活困窮者支援業務<br>● 生活困窮者の自立を支援する | 福祉児童課 |
| 情報発信<br>● 求人情報や各種職業の情報を提供する  | 産業環境課 |

## 4 相談支援の充実

多様な相談を気軽に行える状態の実現をめざします。同時に、相談機会に関する情報を周知します。

### <各課の取り組み>

| 事業・取り組み  | 担当課               |
|--|-------------------|
| こころの悩み相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨床心理士による悩みごと相談を行う</li> </ul>   | 福祉児童課             |
| 心配ごと相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活上のあらゆる心配ごとの相談を行う</li> </ul>  | 福祉児童課             |
| 障害児・者総合相談等委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の日常生活全般に関する相談を行う</li> </ul>   | 福祉児童課             |
| 女性相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性相談員による女性の悩み事や心配ごとの相談を行う</li> </ul>   | 福祉児童課             |
| 子育て世代包括支援センター <ul style="list-style-type: none"> <li>● 0歳から18歳までの子育てに悩む親、家族、本人に対して、子育て支援員が相談を行う</li> </ul>                       | 福祉児童課             |
| 「納税相談窓口」の開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 夜間開庁日の機会を利用して、来庁面談により滞納者個々の現況把握と納付相談を行う</li> </ul>                          | 税務課               |
| 地域包括支援センターによる相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の相談を通じて、適切な支援につなげる</li> </ul>  | 介護健康課             |
| 認知症総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症初期の高齢者への適切な支援により、高齢者本人とその家族を支援する</li> </ul>                                | 介護健康課             |
| ほっとでんわ <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談を通じて自殺リスクの軽減を図る</li> </ul>   | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 面接健康相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談を通じて自殺リスクの軽減を図る</li> </ul>   | 介護健康課<br>(保健センター) |
| 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権相談、行政相談を実施し、生活に関する悩み事などの相談に応じ、利用可能な制度などの情報提供を行う</li> </ul>                       | 住民課               |
| 地域若者サポートステーション事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就職等に悩む若者の不安を解消するカウンセリングを行う</li> </ul>                                  | 産業環境課             |
| 健康相談窓口の開設事業（尾北医師会開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員50人以下の事業所で働く人を対象とする、産業医等による健康相談</li> </ul>                      | 産業環境課             |
| 消費生活・多重債務相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品や契約トラブルなどの相談、また、悪徳消費者金融などからの借り入れ等の問題解決の第一歩として、専門家による消費生活相談室を開設</li> </ul> | 産業環境課             |



## 目標の趣旨

基本目標3「子どもの健全な成長と家族及び高齢者への支援」では、本町の重点課題の1つとされている高齢者をはじめ、子ども本人とその家族への支援を充実し、自殺を予防します。

まず、子ども自身が自尊感情を高めSOSを発することができるよう、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を充実するとともに、学校等における「いじめの防止と解消への支援」を強化します。特に、いじめの問題は、被害者と加害者だけでは解決できないという性格があり、特に被害者はSOSを出すことができない状態に陥りやすいことが指摘されています。こうした構造を踏まえて支援していく必要があります。

また、子どものSOSを、学校や家庭の大人が見落とすことで不幸な結果につながる可能性も考えられます。子どもを守るという視点から、「子どもをとりまく家庭への支援」、「子どもの貧困対策の充実」などを進めます。

さらに、高齢者については、役割を持って人や地域に貢献し、自己肯定感を高めることができるよう支援することが大切です。地域参加や介護予防などの施策を推進し、「高齢者への支援の充実」を図ります。



## 施策の方向

### 1 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもが、自己肯定感や自己有用感を持ち自分の感情コントロールの方法を学び、ストレス対処能力を高めるとともに、SOSの出し方について教育します。

子どものSOSに、教職員や親が気づくことの大切さを啓発し、学習機会や情報の提供を行います。

さらに、子どもが利用しやすいよう配慮された相談窓口の設置及び充実を図ります。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み  | 担当課   |
|---|-------|
| いじめに関するアンケートの実施<br>● 各学校において、学校生活におけるいじめに関するアンケートの実施                              | 学校教育課 |
| 道徳教育の実施<br>● 小動物の飼育を通じ、いのちの大切さや協力する機会を設け、他のいのちを思いやることの学習を行う                       | 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置<br>● 日々の生活の中で、様々な悩みを抱える児童生徒及びその家族を支援する<br>● こころの電話ふそうによる相談活動を行う  | 学校教育課 |
| スクールカウンセラーの配置<br>● 児童生徒の学校生活、日常生活で起きるさまざまな心の悩みを受け付ける                              | 学校教育課 |
| いじめ防止キャンペーン<br>● 各学校において、人権問題、いじめ防止にかかる啓発を行う                                      | 学校教育課 |
| 各種相談機関の案内<br>● 各学校に各種相談機関の案内・リーフレット等を置き、児童生徒に対し、学校や家庭以外に相談窓口があることを周知し、SOSを出しやすくする | 学校教育課 |
| ワーク・ライフ・バランス事業<br>● 各事業所に対し、仕事と生活の調和の実現に向けた周知を実施する                                | 産業環境課 |

## 2 いじめの防止と解消への支援

教育委員会や学校を始め関係機関が連携していじめ防止と解消に取り組みます。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み  | 担当課   |
|---|-------|
| 適応指導教室「あいあい」の設置<br>● 様々な理由で不登校となりがちな児童生徒への学習及び復帰の支援                         | 学校教育課 |
| いじめ問題対策連絡協議会<br>● いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を効果的に行う                           | 学校教育課 |
| いじめ・不登校対策委員会<br>● 各学校に設置し、いじめや不登校に関する問題の協議、研究を行い、教職員間の情報共有やいじめの問題に対する知見を深める | 学校教育課 |

### 3 子どもをとりまく家庭への支援

出産後の産婦を訪問して必要な支援や情報提供を行うとともに、各種健診や教室等を充実します。

また、家庭において、親が子どもの SOS を見逃さず、支援することができるよう、情報提供や啓発等を行います。

#### <各課の取り組み>

| 事業・取組み   | 担当課               |
|--|-------------------|
| 児童相談事業（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭相談員による児童に関するあらゆる相談を行う</li> </ul>                                 | 福祉児童課             |
| 要保護児童対策（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待などさまざまな理由により、家庭で必要な養育が受けられない児童を、関係機関と連携して適切な保護や支援を行う</li> </ul> | 福祉児童課             |
| 母子家庭等自立相談事業（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員による、ひとり親家庭への生活支援</li> </ul>                                | 福祉児童課             |
| 子育て世代包括支援センター（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 0歳から18歳までの子育てに悩む親、家族、本人に対して、子育て支援員が相談を行う</li> </ul>         | 福祉児童課             |
| 妊産婦健診・妊婦歯科健診 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母親との面談や、エジンバラ産後うつ病自己評価票の活用等により、うつ傾向の母親を早期に発見する</li> </ul>        | 介護健康課<br>（保健センター） |
| 乳幼児健診 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの発達・発育における問題に対する支援を通じて、保護者の精神的負担の軽減を図る</li> </ul>                    | 介護健康課<br>（保健センター） |
| 母子相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの健康を支援し、保護者の精神的な安定を支援する</li> </ul>                                    | 介護健康課<br>（保健センター） |
| 母子健康手帳交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠による不安からうつ状態にならないよう支援する</li> </ul>                                  | 介護健康課<br>（保健センター） |
| ぱぱママクラス <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠による不安からうつ状態にならないよう支援する</li> </ul>                                   | 介護健康課<br>（保健センター） |
| 母子教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加者の様子から、適切な支援につなげる</li> </ul>   | 介護健康課<br>（保健センター） |
| 母子家庭訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>● こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問等の事業において、訪問時の保護者の様子から、適切な支援につなげる</li> </ul>           | 介護健康課<br>（保健センター） |

## 4 高齢者への支援の充実

高齢者やその家族が生きることにより前向きになり、安心して生活できるよう支援を行います。

<各課の取り組み>

| 事業・取り組み   | 担当課                      |
|---|--------------------------|
| 在宅福祉サービス<br>● 高齢者世帯、一人暮らし高齢者の自宅での生活を支援することで、生きることにより前向きになれるよう支援する | 介護健康課                    |
| 介護者への支援を行う事業<br>● 介護者への支援を通じて、介護疲れ等による自殺を予防する                     | 介護健康課                    |
| 成年後見制度利用支援事業<br>● 成年後見制度の適切な利用を通じて、前向きに生きられるよう支援する                | 介護健康課                    |
| 後期高齢者歯科健診事業、高齢者予防接種等助成事業<br>● 高齢者に対して健診費等を助成し、疾病の早期発見と重症化予防を図る    | 住民課<br>介護健康課<br>(保健センター) |

## 5 子どもの貧困対策の充実

自殺の要因となる可能性がある、子どもの貧困への支援策を進めます。同時に、関係機関による各種支援策についての情報を提供します。

<各課の取り組み>

| 事業・取り組み                                     | 担当課   |
|---|-------|
| 就学援助制度<br>● 経済的な理由で子どもの就学に支障をきたす家庭に対する支援を行う | 学校教育課 |

## IV 働きやすい職場環境の実現への支援



### 目標の趣旨

基本目標IV「働きやすい職場環境の実現への支援」では、就労環境に起因する自殺のリスク解消をめざします。

基本となるのは、長時間労働の解消やワーク・ライフ・バランスの実現などをめざす「働き方改革の推進」です。民間企業だけでなく、町行政機関も含めたすべての職場における働き方改革を推進します。

また、職場における悩みや不安から自殺に至ることの無いよう、「職場環境の改善」をめざします。

さらに、本町の重点課題でもある“勤務・経営”関係者への支援として、「経営者に対する相談事業の充実」を図ります。

### 施策の方向

#### 1 働き方改革の推進

全ての職場における働き方改革の推進をめざし、企業等への働きかけや情報提供等を行います。また、町組織の働き方改革にも積極的に取り組みます。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み   | 担当課   |
|--|-------|
| 職員研修<br>● 女性活躍に関する理解・意識向上をめざして職員のモチベーションを高める                 | 総務課   |
| 職員の働き方改革の推進<br>● 職場内の仕事の適正な配分、人事評価制度の充実等により、残業の削減、休暇取得の促進を図る | 総務課   |
| ワーク・ライフ・バランス事業（再掲）<br>● 各事業所に対し、仕事と生活の調和の実現に向けた周知を実施する       | 産業環境課 |

## 2 経営者に対する相談事業の充実

町内の企業の経営者が、経営の失敗等から自殺につながることはないよう、商工会等と連携し相談・支援体制を充実します。また、事業再生に向けた支援等を行う関係機関や事業の情報を提供します。

<各課の取り組み>

| 事業・取組み   | 担当課   |
|--|-------|
| 経営相談等<br>● 事業経営にかかわる悩みや相談について、商工会等との連携強化、また関係する支援機関等の情報提供を行う | 産業環境課 |



## V 各課の自殺対策



| 施策の方向<br>担当課名 | 共通理解の形成と地域に応じた施策の推進 |           |               | 多様な支援策の充実      |            |                 |         | 子どもの健全な成長と家庭及び高齢者への支援 |               |                |            | 働きやすい職場環境の実現への支援 |          |
|---------------|---------------------|-----------|---------------|----------------|------------|-----------------|---------|-----------------------|---------------|----------------|------------|------------------|----------|
|               | 地域におけるネットワークの強化     | 住民への啓発と周知 | 自殺対策を支える人材の育成 | 生きることの促進要因への支援 | 生活困窮者対策の充実 | 無職者・失業者等への支援の充実 | 相談支援の充実 | 児童生徒のSOSの出し方に関する教育    | いじめの防止と解消への支援 | 子どもをとりまく家庭への支援 | 高齢者への支援の充実 | 子どもの貧困対策の充実      | 働き方改革の推進 |
| 政策調整課         | ○                   |           |               |                |            |                 |         |                       |               |                |            |                  |          |
| 総務課           | ○                   | ○         | ○             |                |            |                 |         |                       |               |                |            | ○                |          |
| 税務課           |                     |           |               |                | ○          |                 | ○       |                       |               |                |            |                  |          |
| 住民課           |                     | ○         |               |                | ○          |                 | ○       |                       |               | ○              |            |                  |          |
| 介護健康課         | ○                   | ○         |               | ○              |            |                 | ○       |                       |               | ○              |            |                  |          |
| 介護健康課（保健センター） |                     |           |               | ○              | ○          |                 | ○       |                       | ○             | ○              |            |                  |          |
| 福祉児童課         | ○                   |           | ○             | ○              | ○          | ○               | ○       |                       | ○             |                |            |                  |          |
| 産業環境課         |                     | ○         |               |                |            | ○               | ○       | ○                     |               |                |            | ○                | ○        |
| 生涯学習課         |                     |           |               | ○              |            |                 |         |                       |               |                |            |                  |          |
| 生涯学習課（体育館）    | ○                   |           | ○             | ○              |            |                 |         |                       |               |                |            |                  |          |
| 生涯学習課（図書館）    |                     |           |               | ○              |            |                 |         |                       |               |                |            |                  |          |
| 学校教育課         |                     |           |               |                |            |                 |         | ○                     | ○             |                | ○          |                  |          |

## VI 関係機関の自殺対策



| 事業・取組み   | 関係機関     |
|--|----------|
| 精神保健福祉相談・メンタルヘルス相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 面接または電話による相談を、開庁日毎日実施</li> <li>● 嘱託医師による面接相談を実施</li> </ul> | 愛知県江南保健所 |
| アルコール専門相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神科医、断酒会等の相談員による酒害相談を実施</li> </ul>                                  | 愛知県江南保健所 |
| 精神保健福祉ボランティア養成講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神保健福祉への理解を深めるとともに、ボランティアを養成する目的で講座を実施</li> </ul>            | 愛知県江南保健所 |
| 統合失調症家族教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 統合失調症への理解を深め、家族としての対応方法を学ぶ目的で実施</li> </ul>                          | 愛知県江南保健所 |
| 地域継続支援ネットワーク会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校～ひきこもり相談体制強化のため、ネットワーク会議を開催</li> </ul>                      | 愛知県江南保健所 |
| ひきこもり家族教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学識経験者の講演、家族や本人の体験談、交流会などを実施</li> </ul>                              | 愛知県江南保健所 |
| ひきこもり家族交流会 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひきこもり家族教室参加者などが交流する機会を提供</li> </ul>                                | 愛知県江南保健所 |
| 自殺未遂者支援地域連携事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺未遂者が、再度自殺に向かうことがないよう、本人及び家族をケアする体制を整備する</li> </ul>            | 愛知県江南保健所 |
| 自殺未遂者支援人材育成研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町職員、相談窓口ネットワーク会議関係者が、自殺とその背景にある問題を学び、適切な支援ができるよう育成する</li> </ul> | 愛知県江南保健所 |
| 自殺対策人材育成研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺の背景にあるうつ病などを学ぶことで、地域における自殺予防につなげる</li> </ul>                    | 愛知県江南保健所 |
| うつ病家族教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>● うつ病治療中の家族が、うつ病への理解を深め、本人を支えることができるよう支援する</li> </ul>                   | 愛知県江南保健所 |
| 自殺予防街頭啓発キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺予防週間に啓発活動を実施</li> </ul>                                      | 愛知県江南保健所 |

| 事業・取組み                      | 関係機関       |
|-----------------------------|------------|
| 法律相談事業<br>● 弁護士による無料法律相談の実施 | 扶桑町社会福祉協議会 |
| 資金貸付事業<br>● 町くらし資金貸付事業の実施   | 扶桑町社会福祉協議会 |



第5章

自殺対策の目標

---



## I 目標評価指標



### 1 自殺死亡率

扶桑町の自殺死亡率は、平成 29 年が 8.7、平成 28 年が 26.1 と、年によって大きく変動する傾向があります。そのため、単年度の自殺死亡率を目標指標とするのではなく、5 年間の平均値として評価します。

平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間の自殺死亡率の平均は 16.9 となります。国は、「平成 38 (2026) 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」(具体的には自殺死亡率 13.0 以下) という内容を掲げています。扶桑町においては、国の目標に 20%上乗せし、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間の自殺死亡率の平均が 8.5 以下となることをめざします。

| 年度<br>目標指標          | 平成 25~29 年度<br>(平均) | 2019~2023 年度<br>(平均) |
|---------------------|---------------------|----------------------|
| 自殺死亡率<br>(人口 10 万対) | 16.9                | 8.5 以下<br>※50%減をめざす  |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

評価方法：同資料にて評価する。

### 2 この1年以内に自殺したいと考えた人

「こころの健康に関するアンケート調査」では、この1年以内に自殺したいと考えたことがある人が、自殺したいと考えたことがある人の 19.3%となっています。この割合が減少するよう、自殺対策を進めます。

| 年度<br>目標指標                | 平成 30 年度<br>(2018) | 2023 年度             |
|---------------------------|--------------------|---------------------|
| この1年以内に自殺したいと考えたことがある人の割合 | 19.3%              | 17.4%<br>※現状に対して1割減 |

資料：「こころの健康に関するアンケート調査」平成 30 年度 扶桑町

評価方法：アンケート調査で「自殺したいと考えたことがある人」のうち、「この1年以内に自殺したいと考えたことがある」と答えた人の割合で評価する。

### 3 自殺対策は自分に関わる問題だと思う人

「こころの健康に関するアンケート調査」では、自殺対策は自分に関わる問題であると思う人が 35.8%となっています。住民の多くが自殺対策に関心を持つことができるよう啓発し、この割合の上昇をめざします。

| 年度                         | 平成 30 年度<br>(2018) | 2023 年度               |
|----------------------------|--------------------|-----------------------|
| 目標指標<br>自殺対策は自分に関わる問題だと思う人 | 35.8%              | 40.0%<br>※現状に対して 1 割増 |

資料：「こころの健康に関するアンケート調査」平成 30 年度 扶桑町

評価方法：アンケート調査で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合で評価する。



## 資料編

---



## 扶桑町自殺対策推進検討委員会設置要綱



### (趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、町自殺対策計画を策定し、自殺対策を総合的に推進するため、扶桑町自殺対策推進検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を掌握するものとする。

- (1) 町自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に関する普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会において必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者に出席を求めその意見及び説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉児童課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|            |         |
|------------|---------|
| 総務部        | 総務課長    |
| 健康福祉部      | 健康福祉部長  |
|            | 健康福祉部参事 |
|            | 介護健康課長  |
|            | 福祉児童課長  |
|            | 保育長     |
| 産業建設部      | 産業環境課長  |
| 教育委員会      | 学校教育課長  |
| 丹羽消防署      | 救急担当課長  |
| 犬山警察署      | 生活安全課長  |
| 江南保健所      | 健康支援課長  |
| 扶桑町社会福祉協議会 |         |



## **扶桑町自殺対策計画** つながり、支えあい、ともに生きるまち

---

発行日：平成 31（2019）年 3 月

発 行：扶桑町

編 集：扶桑町役場健康福祉部福祉児童課

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

TEL：0587-93-1111（代表）

FAX：0587-93-2034